

運動部活動の指針

平成 30 年 12 月
青森県教育委員会

目 次

● 「運動部活動の指針」策定の趣旨	1
1 適切な運営のための体制整備	2
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の活用	
3 適切な休養日等の設定	5
4 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	7
(1) 児童生徒のニーズに応じた運動のできる活動の推進	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	9
6 今後に向けて	10
7 スポーツ傷害の予防と応急手当	11
(1) スポーツ傷害の予防	
(2) スポーツ傷害等に対する応急手当	
運動部活動Q&A	15
参考資料	25
○部活動指導計画様式(例)	25
○部活動指導員に対する研修内容(例)	27
○中学校・高等学校 学習指導要領(抜粋)	29
○小学校学習指導要領解説体育編平成29年7月(抜粋)	
○中学校学習指導要領解説保健体育編平成29年7月(抜粋)	
○高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編平成30年7月(抜粋)	
○リンク集	32
・関連参考資料掲載ウェブサイト	
○通知文	34
・児童生徒の運動競技について(通知文)	
・中学3年生の国民体育大会への参加可能な競技範囲について(通知文)	
・児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について(通知文)	
・運動部顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応(通知文)	
・体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知文)	
○スポーツ少年団の理念等	49

● 「運動部活動の指針」策定の趣旨

- 運動部活動は、学校の教育活動の一環として、各運動部の責任者【以下「運動部顧問」という。】の指導の下、スポーツに興味・関心のある同好の児童生徒が参加して行われている。体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、部員同士や児童生徒と教師等との好ましい人間関係が構築され、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、児童生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動である。
- また、運動部活動は、児童生徒、保護者及び地域の学校への信頼感をより高めることにつながっており、学校の一体感や愛校心を醸成することも現に認められる。
- 県教育委員会では、これまで「スポーツ活動の指針（平成20年3月）」を作成し、学校における運動部活動等の円滑な実施と取組の充実に向けて取り組んできたところである。
- しかし、全国的な少子化に伴い、本県においても運動部活動数が減少しており、学校や地域によっては従前と同様の運営体制では維持が難しく存続の危機にある。また、全国的には運動部活動における行き過ぎた指導や過熱化、指導する教職員の多忙化等の課題が指摘されている。
- さらに、本県では2025年に国民スポーツ大会（2023年佐賀県開催の第78回大会より「国民体育大会」から名称変更）が開催されることとなっており、大会に向けて選手の競技力向上を図るという観点とともに、大会後のレガシーの継承において、スポーツを「する」、「みる」、「支える」、「知る」などの多様な関わりの観点に立ち、大会に出場する選手のみならず、児童生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基盤づくりなどに努めていくことが求められる。
- 本指針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）【以下、「国のガイドライン」という。】に則り、小学校・中学校・高等学校それぞれの段階における運動部活動（小学校においては、社会体育へ移行途上のスポーツ少年団を含む。）を対象として、本県の実情を踏まえるとともに、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して策定する。
 - ① 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本指針等を踏まえ、各校種ごとに運動部活動の指導・運営に関する体制を構築し、児童生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ること。
 - ② 学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい運動部活動の実現を図ること。
 - ③ 高等学校では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しながら、合理的でかつ効率的・効果的な運動部活動の運営に取り組むこと。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、本指針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」【以下、「設置者の方針」という。】を策定する。

イ 校長は、設置者の方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 学校の設置者は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、県教育委員会が示す「運動部活動指導計画様式」（例）を参考にするなどしながら、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、児童生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、児童生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の児童生徒数の推移や地域の実情等を踏まえ、児童生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

イ 学校の設置者は、各学校の児童生徒や教職員の数、校務分担の実態、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に際しては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、児童生徒の発達に段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、児童生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや児童生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部（小学校においては、社会体育へ移行途上のスポーツ少年団を含む。）の活動内容を把握し、児童生徒が安全にスポーツ活動を行い、運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

また、すでに社会体育へ移行しているスポーツ少年団等の活動についても、児童生徒の健康面や安全面への配慮から活動状況の掌握に努める。

オ 校長は、必要に応じて運動部活動の活動方針及び活動計画等について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（運動部活動連絡会等）を設定する。

カ 学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

キ 学校の設置者及び校長は、教職員の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に係る運動部活動に関する明確な基準の設定等について（平成 30 年 2 月 28 日付け青教ス第 1078 号）」を踏まえ、法令等に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月 スポーツ庁）及び「防災・安全の手引」（平成26年3月 県教育委員会）に則り、児童生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、児童生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

ア 運動部顧問は、中央競技団体が作成する運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

小学校

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- ④ 児童が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ⑤ 1日の活動時間は、平日、週末ともに長くても2時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

中学校

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- ④ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ⑤ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑥ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。

高等学校

- ① 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- ④ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ⑤ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑥ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。
- ⑦ 教育目標や学校の特色、競技種目の特性及び生徒の競技に対する志向等を考慮し弾力的に取り扱えるものとする。この場合は、原則週1日以上 of 休養日を確保しながら、定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日(平均して週2日)程度の休養日を確保する。

イ 学校の設置者は、1(1)に掲げる「設置者の方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、上記の基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、「設置者の方針」に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 児童生徒のニーズに応じた運動のできる活動の推進

小学校

ア 校長は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の基礎を培うとともに、健全な心身を育み、よりよい人間形成を図るための運動部活動の観点に加え、少子化に伴う統廃合等により、地域によっては児童がやりたいスポーツを主体的に選択できなくなっている現状や運動機会そのものが失われていく可能性を鑑み、誰でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部の設置等、児童の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境づくりを推進する。

具体的な例としては、より多くの児童の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、児童が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 学校の設置者及び校長は、児童数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、児童のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の児童が拠点となる学校の運動部活動に参加する等の合同部活動等の取組や小中連携の観点から学区内の中学校運動部活動との合同練習等の取組について方策を検討する。

また、長期的な視点から、小学校における運動部活動の社会体育への移行、総合型地域スポーツクラブとの連携等の可能性を広く探っていく必要がある。

中学校

ア 校長は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤としての運動部活動の観点から、競技力向上以外にも運動・スポーツの苦手な生徒や障害のある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部の設置等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 学校の設置者及び校長は、生徒数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点となる学校の運動部活動に参加する等の合同部活動等の取組や小中連携の観点から学区内の小学校運動部活動との合同練習等の取組について方策を検討する。

高等学校

ア 校長は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤としての運動部活動の観点から、競技力向上以外にも運動・スポーツの苦手な生徒や障害のある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部の設置等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

また、高等学校においては生徒の発達段階を踏まえ、校長は、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様なスポーツへのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重した活動に配慮する。

イ 学校の設置者及び校長は、生徒数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点となる学校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組について方策を検討する。

(2) 地域との連携等

ア 学校の設置者及び校長は、児童生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。その際、地域の関係者が集まった協議会等を設置し、運営主体、組織づくりなども踏まえながら進めることに留意する。

イ 地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の児童生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、学校の設置者等と連携し、役割や実施主体を明確にしながら、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に積極的に協力する。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、児童生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者と地域の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 県中学校体育連盟及び県高等学校体育連盟は、公益財団法人日本中学校体育連盟及び公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する学校体育大会について、参加資格の在り方、大会規模もしくは日程等の在り方、運営の在り方に係る見直しが行われた場合、それらの動向を踏まえ、県中学校体育連盟及び県高等学校体育連盟が主催する大会においても同様の見直しを行う。

- (2) 学校の設置者等は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、様々な大会・試合に参加することが、児童生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、本県の実情を踏まえた上で、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

- (3) 校長は、学校の設置者等が定める上記(2)の目安等を踏まえ、児童生徒の教育上の意義や、児童生徒や運動部顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 今後に向けて

- 本指針は、本県の実態を踏まえた上で、学校の運動部活動の取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、児童生徒のスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から複数の学校が合同で活動することや一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

- このため、地方公共団体は、本指針を踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる児童生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。

- また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動等のスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、地方公共団体や公益財団法人日本スポーツ協会、地域の体育協会等とも連携し、各地の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する児童生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

- さらに、県教育委員会は、2025年に本県開催の国民スポーツ大会に向けた地方公共団体、競技団体等の取組及び大会開催を契機としたレガシーの継承により、児童生徒が生涯にわたって豊かにスポーツと関わることができる基盤が確立されていくとともに、持続可能な競技スポーツの振興が図られ、「スポーツが盛んな青森県」に向けた豊かな循環が持続するよう努める。

7 スポーツ傷害の予防と応急手当

(1) スポーツ傷害の予防

スポーツ傷害はスポーツ外傷とスポーツ障害に大別される。

スポーツ外傷：比較的大きな1回の外力によるものであり、骨折、脱臼、靭帯損傷、捻挫などが含まれる。

スポーツ障害：スポーツに特徴的な反復動作により組織の炎症・破綻を生じ、スポーツ活動に支障をきたすもので、野球肘、テニス肘、ジャンパー膝、疲労骨折などが該当する。

スポーツ傷害の予防、悪化防止には以下のことに配慮することが大切である。

○ 予防のための配慮事項

- ① ウォーミングアップとストレッチングを十分に行わせる。
- ② うさぎ跳び、膝を伸ばした状態での腹筋運動、無理に押さえ付けて行う柔軟体操などの障害を引き起こしやすいトレーニングは避ける。
- ③ 不調の早期発見に努める。

児童生徒は、体の痛みがあるにもかかわらず、我慢して練習を継続していることがよくある。そのため、かなり症状が悪化してから発見され、治療期間が長引くこともある。日常の観察の中で状況を判断し、不調を早期に発見し適切な治療を受けさせるようにすることが大切である。

また、体の調子が悪いときは、進んで申し出るよう指導することが大切であり、日頃から、児童生徒が申し出しやすい雰囲気作りを心がけることも重要である。

部活動の現場においては、時間が限られていることから、ストレッチング、ウォーミングアップ、クーリングダウンにかける時間が不足がちとなりやすい。スポーツ傷害の予防の観点からは、しっかり時間をとって行うことが重要であり、そのためには、時間的に効率のよい、練習メニューの考案・作成も必要となる。

ア ウォーミングアップとストレッチング

傷害の予防とともに運動能力を引き出すために、ジョギングなどのウォーミングアップで筋肉群の筋温を高めるとともに、呼吸、循環器機能を促進させ、運動負荷に体を慣らすことが必要である。

その際に、ジョギングのみでなく、関節や筋肉のストレッチングも行うべきである。

イ ストレッチングの基本的な進め方

- ① 筋肉に軽い緊張を感じる程度に、はずみをつけずに伸ばす。
- ② 呼吸を止めずに、自然な呼吸状態で行う。
- ③ 一つのストレッチングを10～30秒程度維持し、2～4回繰り返す。
- ④ 左右を行う。
- ⑤ 対抗筋をストレッチするため、反対方向も行う(例：大腿四頭筋とハムストリング等)。

ウ クーリングダウン

スポーツ終了時に負荷量を徐々に減らして循環器や筋肉、関節に残る疲労を最小限にすることである。その際、ウォーミングアップと同様にジョギングやストレッチングを行う。

エ テーピング

テーピングの目的は、関節を固定することによって運動負荷を制限し、傷害部の安静による自然治癒の促進を目指すものであったが、最近では、関節や筋肉を強固に固定してしまうことは弊害であるということから、傷害がある部分のみ固定、補強して正常な運動を早期から行わせるようなテーピングが行われている。

オ メディカルチェック

個人の身体上のチェック、特に過去に経験した外傷部位の現状評価をするなど身体特性を把握することである。

スポーツを行うに当たっては、個人の身体特性を認識して無理のかからないスポーツ活動を選択することが傷害の予防に有効である。

カ アライメントチェック

整形外科医等が、肩、肘、足首等の四肢の関節角度をチェックすることである。関節の不安定性や関節弛緩性などから予測される傷害を予防するとともに、上肢（投げる等）、下肢（走る等）主体のどちらのスポーツに適しているかどうかなどの参考になる。

なお、県スポーツ科学センターでは、ジュニアアスリートから一般アスリートを対象に、メディカルチェックやアライメントチェックも含まれている体力測定を行っている。（<http://www.aiss.pref.aomori.jp/index.html>）

(2) スポーツ傷害等に対する応急手当

スポーツ中にけがをした場合には、まず全身状態の把握をすることが大切である。意識状態、呼吸の乱れがないかなどを素早くチェックする。

意識障害、呼吸障害などを認めた場合は、直ちに心肺蘇生処置を行うとともに、救急搬送を依頼する。

全身状態に異常がない場合には、応急手当として、次のようなことを実施することが必要になってくる。いわゆる RICE（ライス）である。

ア RICE 処置

R	安 静 (Rest)
I	冷 却 (Ice)
C	圧 迫 (Compression)
E	挙 上 (Elevation)

4つの言葉の頭文字をとったもので、捻挫、骨折、打撲など、ほとんどのスポーツ傷害に対応できる処置である。

・ Rest（安静）

どんなけがでも、とにかく一度練習や試合などを中断させて安静にするのが第一である。体を動かすことによって、出血の増加や新たな傷害の併発も考えられる。骨折や捻挫部分を固定することもこの安静に含まれる。固定には、付近にある木ぎれやダンボールなどを利用してよい。

・ Ice（冷却）

傷害を起こすと、ほとんどの場合、内出血が生じる。これを最小限に留めるために有効な方法が冷却である。けがの直後に冷却することで、二次的な腫れ、痛みを予防することができる。足や手の関節ならバケツの氷水に浸せばよい。

1回の冷却は20～30分とし、間隔をおいて繰り返す。

・ Compression（圧迫）

圧迫することで、けがの部分の腫れ、内出血などを少なくすることができる。受傷直後から、冷却と並行して行う。あまり圧迫が強いと循環不良となるので注意が必要である。パッドやフェルト、スポンジなどで軽く圧迫し、包帯やテープで固定する。

圧迫時間も約20分が適当である。

・ Elevation（挙上）

けがの部分が腫れるのは、局所に血液やリンパ液が溜まってくるからである。けがの部分を高く挙げておけば流れ込む血液量などが減少して、腫れを最小限にすることができる。

イ けがの対応

・ 創傷

切り傷や擦り傷は水で局所を洗い流し、清潔にする。消毒液があれば消毒する。

出血しているときは、ガーゼ、タオルなどで強く圧迫して止血する。傷の上の部分で縛って止血するのは望ましくない。

・捻挫

まず RICE 処置を行う。約 30 分冷却してから固定して挙上する。マッサージは行わず、翌日までは安静にする。

・骨折

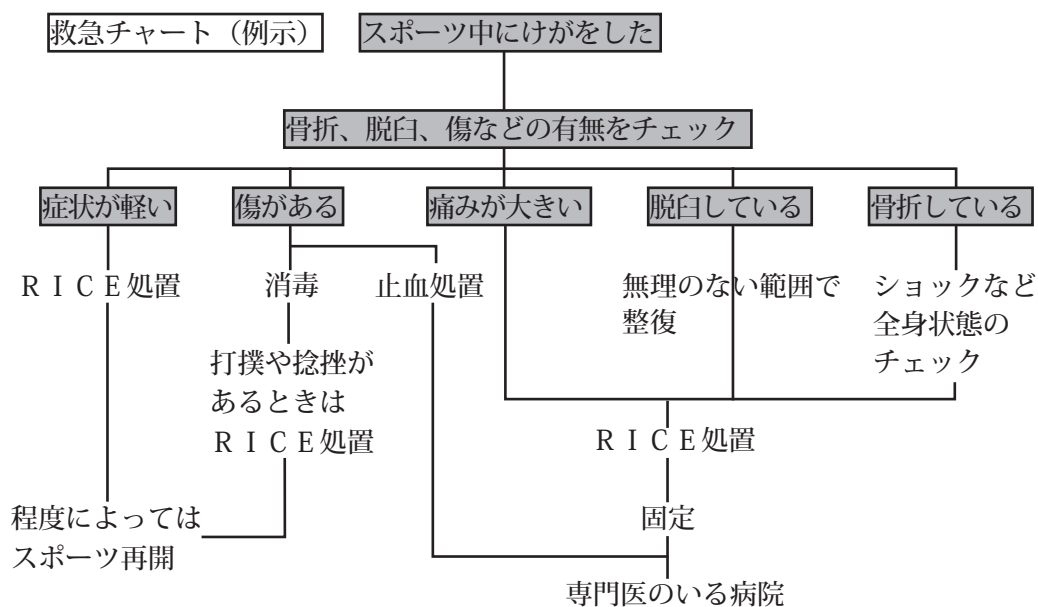
すぐに副木等を用いて固定し、直ちに医療機関を受診する。骨が皮膚を突き破っている開放骨折の場合には、清潔なタオルなどで骨をおおい、専門医に処置をしてもらう。

・脱臼

可能なら整復して RICE 処置を行う。その後、必ず医療機関を受診する。

・打撲

すぐに RICE 処置を行う。頭や腹部の打撲の場合には、全身状態のチェックを行う。



運動部活動 Q & A

【運動部活動の意義に関すること】

Q 1 小学校における運動部活動の意義について教えてください。

A 1 小学校における運動部活動は、主として放課後を活用し、スポーツに共通の興味や関心をもつ同好の児童が、運動部顧問などの適切な指導の下に、自発的、自主的に行うものです。体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりすることなどを通して、体力の向上や健康の増進、個性の伸長及び好ましい人間関係の構築などの成果が期待されます。

Q 2 中学校及び高等学校における運動部活動の意義について教えてください。

A 2 中学校及び高等学校における運動部活動は、主として放課後を活用し、スポーツに共通の興味や関心をもつ同好の生徒が、運動部顧問などの適切な指導の下に、自発的、自発的に行うものです。

学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら活動することで、体力の育が目指す資質・能力の育成に資するものとなります。

また、「する」ことのみならず、「みる」「支える」「知る」ことなど、自己の適性等に応じて、スポーツとの多様な関わり方について考えることを通して、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現していく資質・能力の育成などの効果が期待されます。

【体制整備等に関すること】

Q 3 外部指導者（教職員以外）の委嘱や部活動指導員の任用に当たって、どのようなことに注意する必要がありますか。

A 3 外部指導者の委嘱や部活動指導員の任用に当たっては、校長や部活動担当教員は機会をとらえ、外部指導者等と話し合い、相互の人間関係を円滑にしておくことが大切です。

外部指導者等には、学校の指導方針に基づいて指導に当たることを理解してもらう必要があります。

Q 4 外部指導者（教職員以外）と部活動指導員の違いについて教えてください。

A 4 外部指導者は、校長が学校部活動の指導者として承認した者で、日常的に学校部活動の指導に当たっている者のことです。

部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2により、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員と規定されています。なお、義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用しています。

また、部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行います。また、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができます。

Q 5 会議・出張等で直接指導できない場合には、どのようなことに配慮したらよいでしょうか。

A 5 部活動の活動中には、顧問が練習に立ち会うことが原則ですが、公務等の都合でできないこともあります。

事前に分かっている場合は、練習日を変更することが必要です。また、他の顧問に代わってもらい、練習内容を変更し、基本練習に留めるなどの配慮が必要です。

また、外部指導者等との連携を密にして、練習開始時間・終了時間の連絡や練習内容・練習場所等についても明確にしておく必要があります。

Q 6 部活動中の事故が発生した場合、顧問の責任問題はどのようになるのでしょうか。

A 6 国・公立学校の教職員の過失による事故の場合、国家賠償法第1条が適用され、学校の設置者である市町村、都道府県あるいは国が賠償責任者となります。しかし、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有するとされています。

重大事故発生の場合には、裁判で争われることも少なくありません。そこでは、計画に無理がなかったか、指導に安全を確保する義務（危険予知義務）、危険な結果を回避する義務（危険回避義務）などの注意義務の違反がなかったか等について問われます。

事故を恐れるあまり、活動を制限することは決して望ましいことではありませんので、適正な指導計画の下で安全に配慮した指導を行い、積極的にスポーツ活動を推進する中で、事故防止に万全を期すことが大切となります。

Q 7 校外の施設に移動する際や対外試合（練習試合を含む）の際に、児童生徒の輸送のために、教職員が自動車を運転することはできるのでしょうか。

A 7 公立学校の教職員の場合、対外試合等の児童生徒の輸送のために自動車を運転することはできません。

【運動部活動指導に関すること】

Q 8 運動部活動には、必ず入部しなければならないのでしょうか。

A 8 運動部活動は、スポーツに共通の興味や関心をもつ同好の希望する児童生徒によって行われる活動のため、必ず入らなければならないものではなく、任意加入となります。

また、指導者が必要だからといって無理に入部させることは望ましいことではありません。

Q 9 専門外の競技の顧問になった場合、どのようなことに留意したらよいでしょうか。

A 9 顧問にとって、実技指導ができることが理想ですが、専門外の顧問になるといった状況も見られます。顧問の役割としては、実技指導以外にも生活面の指導や社会的態度の育成等も大切な指導の一つとなります。

そこで、次の事項に留意して指導することが大切です。

- ① 毎日の活動に努めて立ち会い、部員との人間関係や競技への理解を深める。
- ② 必要に応じて、地域の指導者など外部指導者や部活動指導員を活用する。また、条件が整えば、専門的な指導力をもった地域の指導者を依頼し、顧問も一緒に学ぶ。
- ③ 講習会・研修会等へ積極的に参加し、指導力を高めるとともに、他校の顧問と交流を図り、情報収集に努める。

Q 10 部活動を実施するに当たって、どのようなことに配慮する必要がありますか。

A 10 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、児童生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが必要です。

その上で、児童生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、児童生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、バランスのとれた生活や成長に配慮することが必要です。

Q 11 保護者の中には試合に勝つことのみを求めがちになる傾向の人も見られますが、本来の部活動の在り方を保護者に理解してもらうためには、どうしたらよいでしょうか。

A 11 保護者に部活動を正しく理解してもらうことは、運営上欠かすことができない大切なことです。

児童生徒のみならず、保護者の思い、悩み等を把握した上で、部活動の指導方針、活動計画等の理解を得るため、『部活動だより』の発行や定期的に保護者会を開催するなどして望ましい部活動の在り方について啓発を図っていく必要があります。

【休養日等に関すること】

Q 12 中学校、高等学校における「ハイシーズン」、「オフシーズン」とは何ですか。

A 12 ハイシーズンとは、学校が主要と位置付けた大会で力を発揮するために強化する時期のことです。したがって、運動の強度が高まる分、それ以外の時期に休養日を十分確保し、生徒の疲労の蓄積を防ぐこと等が必要となります。

また、オフシーズンとは、各部活動が主体となって定めた一定期間の休養日のほか、学校が主体となって定めた定期テスト準備期間、年末年始休業、学校閉庁日等のことです。

指導者は、生徒の心身の状態を整えるためにオフシーズンを有効に活用する必要があります。

【環境整備に関すること】

Q 13 児童生徒数の減少に伴い、単独校での対外運動競技（大会）への参加が難しい状況の場合は、どのように参加したらよいですか。

A 13 児童生徒数の減少や単独校での実施が困難な小規模校などの運動部活動においては、近隣の学校と合同で組織し、日常の活動を行うといった取組とともに、複数校合同の大会参加が考えられます。

なお、中学校体育連盟主催による大会においては、勝つことのみを目指すチーム編成ではなく、少人数の運動部による単独チーム編成ができないことの救済措置として、複数校合同チーム参加規定を定め、参加を認めている種目もあります。

Q 14 高等学校と合同で練習したいのですが、留意することがあったら教えてください。

A 14 中学生が高校生と合同で練習を行うことは、交流を図るだけでなく、技術的、精神的向上にも大きく寄与するものと考えます。

しかし、中学生が高校生と同じ質量の練習を続けていくと、発達段階等の違いから、スポーツ傷害を引き起こす可能性もありますので、指導者は、このことに留意しながら練習計画を組むことが必要です。

また、練習会場及び使用器具、交通手段など、安全に対する配慮も必要となります。

Q 15 小学校において、運動部活動からスポーツ少年団等の社会体育へ移行する際の留意点はありますか。

A 15 社会体育への移行に際しては、まず、学校、市町村等の実情に即して協議会等を開催し、それぞれの学校、市町村等における児童スポーツ活動の現状や予想される未来等について、学校、家庭、地域、関係団体、行政等関係者で共通理解を深め、現在行われている児童スポーツ活動がこれから先も継続できるのか等、確認する必要があります。そして、そこでの共通理解、確認を土台として、学校、市町村等としての進むべき方向性を検討していくことが大切です。

※詳細は p 32「関連参考資料掲載ウェブサイト（望ましい児童スポーツ活動に向けた取組に関する報告書）」参照

【大会参加等に関すること】

Q 16 学校教育活動としての対外運動競技（大会）の参加について教えてください。

A 16 学校教育活動としての対外運動競技の参加について、次の事項に留意するものとしています。

- ① 国、地方公共団体若しくは学校体育団体（小学校においては小学校長会を含む）の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とすること。
- ② 大会の規模、日程などが児童生徒の心身の発達からみて無理がないこと。
- ③ 参加する本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、保護者の理解を十分得るようにすること。

また、運動競技会の開催・参加回数等については、次の基準を定めています。

- ① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、市にあっては市、町村にあっては郡の区域内における開催・参加を基本としつつ、県大会については、学校運営上や児童のバランスある生活を配慮する観点から、年間1回程度とする。
- ② 中学校の運動競技会は、都道府県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。
- ③ 高等学校の運動競技会は、都道府県内における開催・参加のほかに、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間2回程度とする。
- ④ このほか、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。なお、中学生については、文部科学省（文部省）と財団法人日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

児童生徒の引率の扱いについては、大会ごとにその都度確認が必要となります。

※平成13年6月27日付け青教ス第471号「児童生徒の運動競技について」から引用

※詳細はp34「通知文」参照

Q 17 児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について教えてください。

A 17 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等への参加については、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものとしています。その際の授業への出欠については「出席」扱いにすることが適当です。

※詳細はp41「通知文」参照

【安全に関すること】

Q 18 運動部活動中の事故防止を図るにはどのような配慮が必要ですか。

A 18 運動部活動中の事故防止については、普段から細心の注意を払い、事故を未然に防ぐことが重要であり、特に、次の事項に留意することが必要です。

- ① 児童生徒の日常の健康状態を把握し、健康観察をはじめとする健康管理を的確に行う。
- ② 部員の実態にあった無理のない指導計画を作成する。
- ③ 施設・設備及び器具・用具の事前点検・整備を励行する。
- ④ 準備運動や整理運動を十分に行う。
- ⑤ 普段から自他の安全に留意して活動できる態度を育成する。

Q 19 対外運動競技活動中や休日での部活動実施に伴う登下校中にケガをした場合、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象になるのでしょうか。

A 19 災害共済給付の対象となる対外運動競技及び休日に行われる部活動（登下校も含む）は、学校の教育計画上の範囲のものとし、次の要件を満たすものが対象となります。

- ① あらかじめ学校がその責任において、指導計画を立てて参加又は実施したものであること。
- ② 解散されるまでの間、児童生徒の行動等について、顧問の適切な指導が行われるものであること。

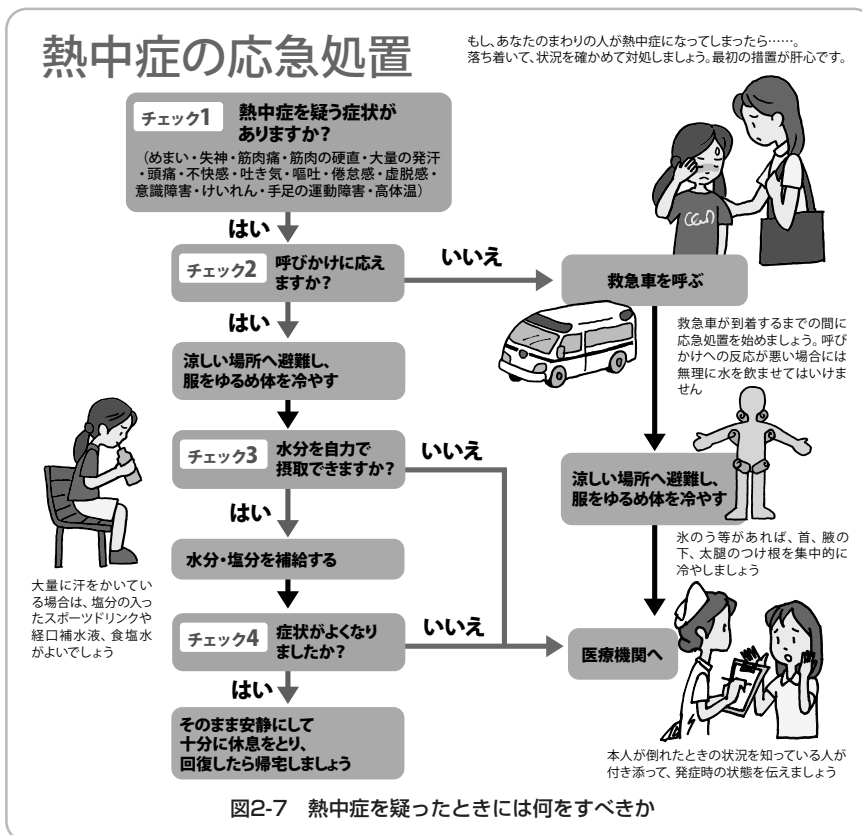
Q 20 「熱中症」とは、どういうもので、どのように対処したらよいでしょうか。

A 20 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。

スポーツ活動では筋肉で大量の熱が発生するため、それだけ熱中症の危険が高くなります。激しい運動では、短時間でも、またそれほど気温が高くない場合でも熱中症が発生しています。暑い中ではトレーニングの質が低下するため、無理にトレーニングしても効果は上がりません。したがって、熱中症を予防するトレーニング方法や水分補給等を心がけることが、事故予防という観点だけでなく、効果的なトレーニングという点からも重要です。

スポーツ活動による熱中症は、適切な予防措置により防げるものです。熱中症の発生には、環境の条件、運動の条件、個人のコンディションが関係しており、次のような対策が必要です。

- ① 環境条件を把握しておく。
- ② 状況に応じた水分補給を行う。
- ③ 暑さに徐々に慣れる。
- ④ 個人の条件や体調を考慮する。
- ⑤ 服装に気を付ける。
- ⑥ 具合が悪くなった場合には早めに措置をとる。
- ⑦ 無理な運動はしない。



※「熱中症環境保健マニュアル 2018（環境省）」から引用

※詳細は p 32 「関連参考資料掲載ウェブサイト」参照

Q 21 「過呼吸症候群」とは、どういうもので、どのように対処したらよいでしょうか。

A 21 精神的ストレスが原因で呼吸異常が起こり、その結果、様々な症状が現れることを言います。

トレーニング中に急に呼吸が激しくなり、酸素を吸い過ぎるため、血中から炭酸ガスが異常に多く排出されることによって、めまい、手、足、口唇などのしびれやけいれんなどを起こします。これらの症状でさらに不安が増し、「過呼吸」となってしまいます。

そのような児童生徒への対処方法として、精神的不安を取り除く「言葉がけ」をし、ゆっくり呼吸するように指示します。なお、現在では袋等を口に当てる方法は推奨されていませんので注意が必要です。

Q 22 女子部員の健康管理には、どのような配慮が必要ですか。

A 22 《女性アスリートの三主徴》

① 摂食障害の有無によらない利用可能エネルギー不足

→運動量に見合った食事が摂れていないこと

② 視床下部性無月経

→初経発来がみられなかったり、3カ月以上月経が止まること

③ 骨粗鬆症

→骨密度が低いこと

女性アスリートの三主徴は、この3つの疾患が独立して存在するものではなくそれぞれが関連し合っていますが、この三主徴のはじまりは、利用可能エネルギー不足と考えられていますので、指導者は兆候を見逃さないように注意が必要です。

※「Health Management for Female Athletes Ver. 3－女性アスリートのための月経対策ハンドブック（東京大学医学部附属病院女性診療科・産科）」から引用

※詳細は p 33 「関連参考資料掲載ウェブサイト」参照

Q 23 「バーンアウト（燃え尽き症候群）」とは、どういうことをいうのでしょうか。

A 23 長期間一つのスポーツを続けてきた人が、そのスポーツがいやになってしまい、燃え尽きたように気力を失ってしまう現象のことです。

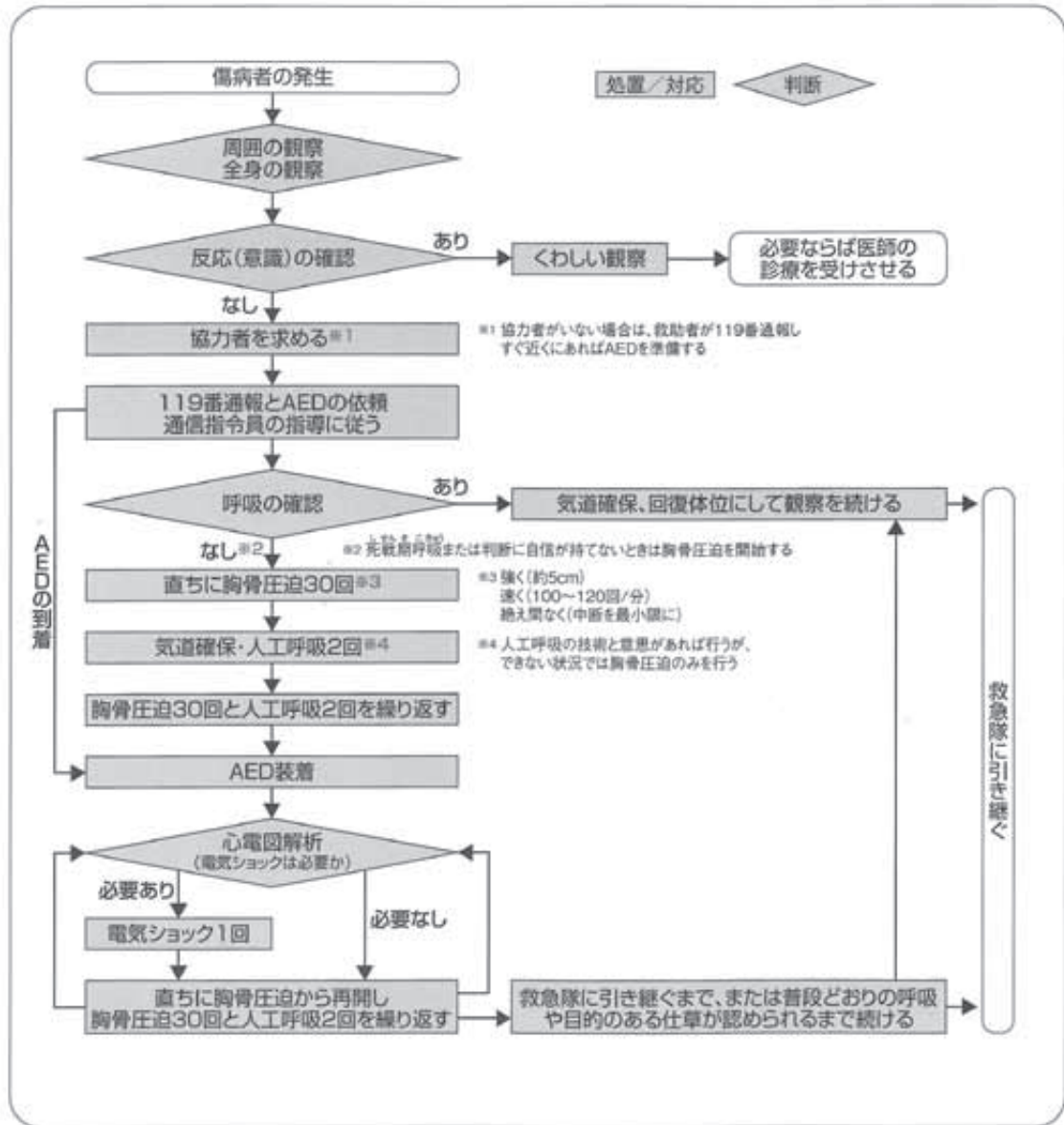
未然に防ぐためには、過度の練習が、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、児童生徒が生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図るよう配慮が必要です。

Q 24 万が一、事故が発生したときにどのような緊急対応が必要ですか。

A 24 万が一、事故が発生した場合は、一次救命処置による迅速かつ適切な対応が必要となります。

一次救命処置とは、心肺蘇生や、AEDを用いた除細動など、心臓や呼吸が停止した傷病者を救命するために行う緊急処置のことです。

【一時救命処置の手順（心肺蘇生、AEDを用いた除細動）】



※「一次救命処置の手順（日本赤十字社）」から引用

※詳細は p 33「関連参考資料掲載ウェブサイト」参照

参考資料

2018

年度

4月

月間指導計画表【例】

学校名		担当部活動	
職名		氏名	

日	曜	予定			実績			休養日
		開始	終了	時間	開始	終了	時間	
1	日	9:00	12:00	3:00	9:00	12:00	3:00	
2	月			0:00			0:00	○
3	火	13:00	15:45	2:45	13:00	15:30	2:30	
4	水	9:00	12:00	3:00	9:00	12:00	3:00	
5	木	9:00	12:00	3:00	9:00	12:00	3:00	
6	金			0:00			0:00	○
7	土	9:00	12:00	3:00			0:00	
8	日	9:00	12:00	3:00			0:00	
9	月	16:30	18:30	2:00			0:00	
10	火	16:30	18:30	2:00			0:00	
11	水			0:00			0:00	○
12	木	16:30	18:30	2:00			0:00	
13	金			0:00			0:00	
14	土			0:00			0:00	
15	日			0:00			0:00	
16	月			0:00			0:00	
17	火			0:00			0:00	
18	水			0:00			0:00	○
19	木			0:00			0:00	
20	金			0:00			0:00	
21	土			0:00			0:00	
22	日			0:00			0:00	
23	月			0:00			0:00	
24	火			0:00			0:00	
25	水			0:00			0:00	○
26	木			0:00			0:00	
27	金			0:00			0:00	
28	土			0:00			0:00	
29	日			0:00			0:00	
30	月			0:00			0:00	
合計時間				23:45			11:30	5日

○ 部活動指導員に対する研修内容(例)

スポーツ、運動、部活動等における多様な価値に反して、けがやインテグリティ（高潔性・健全性）に関する問題は後を絶たない。

部活動の指導に関わる者は、児童生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすものであるという認識のもと、部活動が「学校における教育活動の一環」であることに鑑み、教育者としての資質を有することが必要である。

その資質には、以下の項目等が挙げられる。

- ア 部活動の意義及び目的
- イ 学校組織人としての服務(教育公務員に準じる。)
- ウ 教育的心情
- エ 児童生徒理解
- オ 運動の特性理解
- カ 児童生徒及び運動についての科学的認識
- キ マネジメント

これらは、指導者自身の自覚と研鑽によって維持・向上することが強く望まれるところである。しかし、実態としては、指導者自身の経験知を頼りにした指導が見られ、児童生徒や運動についての科学的知見に基づいた指導から乖離している場合があり、例えば、次のようなことが危惧される事項として挙げられる。

【不公平である】

レギュラー、補欠、ポジション等の選択の際、指導者との関係性によって決定してしまう。

【不公正である】

正しいこと以上に、勝つこと、もうかること、得ること等の関係で判断し、行動する。

【不勉強である】

運動や身体についての科学的認識、生活への影響、児童生徒の心身の発達との関係について知らないまま指導する。

【謙虚さが無い】

児童生徒や保護者に対して威圧的に指導したり対応したりする。
学校や児童生徒・家庭、地域の事情を理解しようとせず、自分の考えで言動する。

【けがの予防と対応についての知識及び行動が不足している】

けがの予防対策が不十分で、児童生徒を含めた他者にけがの原因を求め、知識や行動の見直しが不十分である。

これら指導者の資質に関わる改善のためには、積極的な質の高い研修が重要である。そこで、学校の設置者と学校には、指導者に必要な資質の維持及び向上のために、その立場に対応した責務のもと、次のような研修内容を適用し実施することを促す。

<学校の設置者等において実施する研修>

ア 部活動の意義及び目的

- ・スポーツの多様な価値、インテグリティ、学校教育及び学習指導要領
- ・部活動の意義及び位置付け

イ 学校組織人としての服務(教育公務員に準じる。)

- ・部活動指導員制度の概要(身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等)
- ・服務(校長の監督を受けること、児童生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等)
- ・学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- ・部活動の管理運営(会計管理等)

ウ 教育的心情

- ・使命感、児童生徒への愛情、信頼関係づくり

エ 児童生徒理解

- ・生徒指導に係る対応

オ 運動の特性理解

- ・機能的特性、構造的特性、効果的特性

カ 児童生徒及び運動についての科学的認識・指導方法

- ・児童生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ・安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導
- ・女子生徒や障害のある生徒などへの配慮
- ・運動生理学、バイオメカニクス、スポーツ心理学の知見とその活用

キ マネジメント

- ・顧問や部活動を担当する教諭等との情報共有
- ・事故が発生した場合の現場対応、保護者等への対応

<学校において実施する研修>

ア 部活動の意義及び目的

- ・学校、各部の活動の目標や方針(各部の練習時間や休養日の徹底を含む。)

イ 学校組織人としての服務(教育公務員に準じる。)

- ・学校、各部が抱える課題

ウ 教育的心情

- ・学校で期待される指導者の心情

エ 児童生徒理解

- ・学校、各部員の実態

オ 運動の特性理解

- ・学校、各部の運動の特性

カ 児童生徒・運動についての科学的認識

キ マネジメント

- ・学校の教育活動との関連
- ・学校、各部における用具・施設の点検・管理の仕方

○中学校・高等学校 学習指導要領（抜粋）

中学校学習指導要領（平成29年3月公示）第1章総則第5の1のウ

高等学校学習指導要領（平成30年3月公示）第1章総則第6款1のウ

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

○小学校学習指導要領解説体育編平成29年7月（抜粋）

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 体育・健康に関する指導

<クラブ活動、運動部の活動>

クラブ活動、運動部の活動は、スポーツ等に共通の興味や関心をもつ同好の児童によって行われる活動であり、体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりするなどの成果が期待される。

このうちクラブ活動は、学校において適切な授業時数を充てるものとしており、学校や地域の実態等を考慮しつつ、児童の興味・関心を踏まえて計画的に実施することが大切である。

また、運動部の活動は、主として放課後を活用し、特に希望する児童によって行われるものであるが、児童の能力や適性などを考慮し、教師などの適切な指導の下に、自発的、自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

○中学校学習指導要領解説保健体育編平成29年7月（抜粋）

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）

○高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編平成30年7月（抜粋）

第1部 保健体育編

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第3節 総則関連事項

2 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章総則第6款の1のウ）

※《 》内は高等学校

部活動の指導及び運営等に当たっては、第1章総則第5の1ウ《第1章総則第6款

の1のウ》に示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

中学生《高校生》の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生《高校生》が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

をそれぞれ規定している。

学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）も参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心

身の健康管理，事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。

<運動部の活動>

運動部の活動は，スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が，スポーツを通して交流したり，より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で，スポーツの楽しさや喜びを味わい，豊かな学校生活を経験する活動であるとともに，体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

したがって，生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切である。また，生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに，互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。さらに，運動部の活動も学校教育活動の一環であることから，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。

加えて，運動部の活動は，主として放課後に行われ，特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから，生徒の自主性を尊重する必要がある。また，生徒に任せすぎたり，勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要がある。そのため，例えば，競技を「すること」のみならず，生徒自らが所属する運動部の活動を振り返りつつ，目標，練習計画等の在り方や地域との関わり方等について定期的に意見交換をする場を設定することなどが考えられる。このように，運動部の活動の意義が十分発揮されるよう，生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり，生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど，生徒の現在及び将来の生活を見渡しながらか，生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また，生徒の能力・適性，興味・関心等に応じつつ，健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

なお，「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が平成29年4月1日から施行され，中学校，義務教育学校の後期課程，高等学校，中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部におけるスポーツ，文化，科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について，その名称及び職務等を明らかにすることにより，学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにした。

設置者及び各学校においては，部活動指導員を活用する場合，部活動が学校教育の一環であることを踏まえ，生徒の自発的，自主的な参加が促進されるよう部活動指導員との密接な連携を図ることが必要である。

その際，部活動が，各学校の教育目標の実現に向けた主体的・対話的で深い学びの場となるよう，研修等の機会を適切に確保するなど，部活動指導員の指導力向上を図ることができる機会を適切に確保することが求められる。

○リンク集

- ・関連参考資料掲載ウェブサイト

(青森県教育委員会)

防災・安全の手引（二訂版）について 平成 26 年 3 月

http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/bousaiaizennotebiki_niteiban.html

望ましい児童スポーツ活動に向けた取組に関する報告書

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-sports/files/jidousupoutukatudouhoukokusyo.pdf>

(文部科学省)

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 平成 30 年 3 月

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/1402678.htm

学校における体育活動中の事故防止について（報告書） 平成 24 年 7 月

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm

(青森県スポーツ科学センター)

アスリートプログラムサービス(APS)の提供

<http://www.aiss.pref.aomori.jp/>

(環境省)

環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

- ・熱中症環境保健マニュアル 2018

http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

学校での事故防止対策集

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/337/Default.aspx

- ・学校でのスポーツ事故を防ぐために

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1808/Default.aspx

- ・頭頸部外傷の事故防止

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1651/Default.aspx

(東京大学医学部附属病院 女性診療科・産科)

「Health Management for Female Athletes Ver. 3－女性アスリートのための月経対策
ハンドブック－」

<https://www.jpnsport.go.jp/Portals/0/HMFAver3.pdf>

(日本赤十字社)

一次救命処置

<http://www.jrc.or.jp/activity/study/safety/>

(スポーツ少年団)

ガイドブック スポーツ少年団とは

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/kouhou/H28-29_gaidobook.pdf

スポーツ少年団登録者処分基準

<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1163.html>

○通知文

・児童生徒の運動競技について（通知文）



青教ス第471号

平成13年6月27日

各市町村教育委員会教育長
各私立学校長
各県立学校長
各教育事務所長 殿
青森県高等学校体育連盟会長
青森県中学校体育連盟会長
青森県小学校長会長
(財)青森県体育協会長

青森県教育委員会

教育長 佐藤 正晴



児童生徒の運動競技について（通知）

児童生徒の運動競技については、「児童・生徒の運動競技の基準」（昭和54・4・5
文体体81文部省次官通知。以下「旧基準」という。）によって実施されてきましたが、
このたび文部科学省においては、各地域や学校における主体的かつ積極的な活動を促進
することとし、国の地方公共団体や学校への関与の見直しを行い、児童生徒の運動競技
についても、各教育委員会や学校の判断によりおこなわれることが適当であることから、
「旧基準」が廃止されました。

このことに伴い、児童生徒が参加する運動競技について、その適正な実施及び参加が
なされるよう、全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会、財団法人全国高等学校
体育連盟、財団法人日本中学校体育連盟及び全国連合小学校長会の4者において協議さ
れ、関係団体及び学校が取り組むための目安となる新しい基準の申し合わせがなされま
した。

については、旧基準に基づく県教育長通知「児童・生徒の運動競技について」（昭和54
年7月16日付け青教保第407号）は廃止し、県内の教育関係団体等と協議した上で、
県教育委員会として、別紙の内容を新基準としますので、適切かつ円滑な運用を図り、
適正な運動部活動が実施されるよう御配慮ください。

なお、市町村教育委員会においては、管下の各学校に対し、また、県体育協会をはじ
め各関係団体においては、傘下団体に対し、このことを周知くださるようお願いします。

児童生徒の運動競技に関する基準

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど教育的効果は極めて大きい。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童生徒が参加する運動競技は、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされるよう、次の基準によるものとする。

1. 学校教育活動としての運動競技について

(1) 運動競技会の開催・参加についての基本的事項

- ① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体（小学校においては小学校長会を含む）の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。
ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の在籍者を対象とする運動競技については、この限りでない。
- ② 主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童生徒の心身の発達からみて無理がないように留意する。
- ③ 主催団体、学校ともに、運動競技会に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにする。

(2) 運動競技会の開催・参加回数等

- ① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、市にあっては市、町村にあっては郡の区域内における開催・参加を基本としつつ、県大会については、学校運営上や児童のバランスある生活を配慮する観点から、年間1回程度とする。
- ② 中学校の運動競技会は、県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。
- ③ 高等学校の運動競技会は、県内における開催・参加のほか、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間2回程度とする。

- ④ この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。なお、中学生については、文部科学省と財団法人日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

2. 学校教育活動以外の運動競技について

学校教育活動以外の運動競技会（国外における競技会や遠征合宿等を含む）に児童生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童生徒が競技会に参加する状況を把握することとする。

・ 中学 3 年生の国民体育大会への参加可能な競技範囲について（通知文）



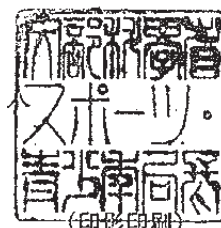
26 受文科ス第 1251 号

平成 26 年 12 月 11 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附 属 中 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 長

文部科学省スポーツ・青少年局長

久 保 公



中学 3 年生の国民体育大会への参加可能な競技範囲について（通知）

このことについて、平成 26 年 3 月 13 日付け 25 受文科ス第 1694 号により通知しているところですが、このたび、文部科学省、公益財団法人日本体育協会及び関係団体が標記のことについて協議した結果、別紙に改めることとし、第 70 回国民体育大会（平成 27 年）から実施することとなりましたので通知します。

ついては、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、各都道府県知事におかれては所轄の私立学校に対して、各国立大学長におかれては附属中学校に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、中学 3 年生の参加可能な競技範囲の拡大については、今後も文部科学省、公益財団法人日本体育協会及び関係団体が、計画的・継続的に協議することとしている旨、申し添えます。

担当：文部科学省スポーツ・青少年局

競技スポーツ課国体・競技力向上担当

電話：03-6734-2999

(別紙)

中学3年生の国民体育大会への参加可能な競技範囲について

競技	種目	種別	実施開始大会	
水泳	競泳	少年B	第49回(平成6年)	
スケート	フィギュア	少年		
体操	体操競技	少年		
陸上競技		少年B		
カヌー	スプリント	少年	第61回(平成18年)	
	スラローム	少年		
	ワイルドウォーター	少年		
ゴルフ		少年男子、女子		
サッカー		少年男子、女子		
卓球		少年		
テニス		少年		
ボウリング		少年		
ソフトテニス		少年		第62回(平成19年)
フェンシング		少年		
アーチェリー		少年	第63回(平成20年)	
スキー		少年		
セーリング		少年		
馬術		少年		
水泳	飛込	少年	第64回(平成21年)	
	シンクロナイズドスイミング	少年女子		
山岳		少年	第66回(平成23年)	
ライフル射撃	ビームライフル	少年		
	ビームピストル	少年		
スケート	スピード	少年	第67回(平成24年)	
	ショートトラック	少年		
バドミントン		少年	第68回(平成25年)	
レスリング	フリースタイル	少年男子	第70回(平成27年)	
	グレコローマンスタイル	少年男子		
バスケットボール		少年	第74回(平成31年)	

中学3年生の参加可能な競技数(第70回大会以降)

20競技

(第74回大会以降)

21競技

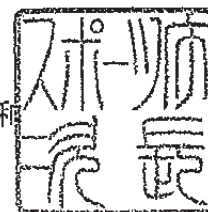
・児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について（通知文）



27ス庁第142号
平成27年10月30日

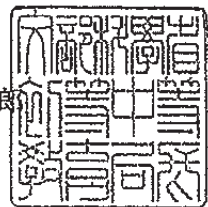
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長

ス ポ ー ツ 庁 次 長
高 橋 道 和



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親 次 郎



(印影印刷)

児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への
参加について（通知）

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけではなく、児童・生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど教育的効果は極めて大きいものです。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童生徒が参加する運動競技は、引き続き、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされる必要があります。

平成32年に東京においてオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が開催されることとされており、今後、これらの競技大会及びこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等に児童生徒が参加することが見込まれるところです。

こうした状況を踏まえ、文部科学省において、児童生徒がオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等に参加するに当たっての配慮事項等を以下のとおり取りまとめました。下記事項に御留意の上、今後とも、児童生徒の競技活動が活発かつ適切に行われるよう御協力願います。

以上のことについて、都道府県及び指定都市教育委員会並びに都道府県知事にあつては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、国立大学長にあつては、その管下の学校に対し、御周知願います。

記

- 1 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等（以下「オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等」という。）への参加については、児童生徒の個性・能力の伸長、競技力の向上の見地から、児童生徒の心身の発育・発達、学校教育への影響に配慮しつつ、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものであること。
- 2 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等への参加が、当該児童生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育への影響等を総合的に勘案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長は、学校教育活動の一環として参加させることができるものであること。その際、授業への出欠については「出席」扱いとすることが適当であること。なお、この取扱は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月1日付け22文科初第1号）別紙1から別紙3における「指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる」とする取扱に該当するものであること。
- 3 学校においては、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等に児童生徒が参加するに当たっては、例えば各競技団体から児童生徒の活動等に関する事項を記載した書面を徴するなど、保護者や各競技団体と連携して、児童生徒がオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等に参加する状況を把握すること。

【本件連絡先】

スポーツ庁競技スポーツ課
電話：03-5253-4111（内線2679）

平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」より

別紙1

小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等（抄）

II 指導に関する記録

9 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常震災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。（以下略）

中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等（抄）

II 指導に関する記録

8 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての生徒につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。（以下略）

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等（抄）

II 指導に関する記録

7 出欠の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入する。

なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

① 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数

③ 忌引日数

④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入する。

(4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。(以下略)



事 務 連 絡
平成 2 9 年 4 月 3 日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人主管課
殿

スポーツ庁競技スポーツ課
文部科学省初等中等教育局教育課程課

「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への
参加について（通知）」等に関する周知及び留意事項について

児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等の参加に当たっての配慮事項等については、「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について（通知）」（平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日付け 2 7 ス庁第 1 4 2 号スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知。以下「本通知」という。）にてお知らせしているところです。

また、本通知に関しては、平成 2 9 年 1 月 1 8 日に開催された都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議において、上記通知の趣旨が学校等に確実に伝わるよう適切な周知をお願いするとともに、オリンピック・パラリンピック以外の競技についても、部活動において実施されているか否かにかかわらず、本通知に従い取り扱うことができる旨周知しているところですが、新年度になり、児童生徒の各種競技大会等への参加に関する申出や「出席」扱いに関する相談が新たに行われることも見込まれることから、都道府県及び指定都市教育委員会担当課並びに都道府県私立学校主管課にあつては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、国立大学法人主管課にあつては、その管下の学校に対し、改めて本通知の趣旨について御周知願います。

なお、本通知に係る事務の取扱については下記の事項に留意していただくようお願いいたします。あわせて、各学校における本通知に係る事務の適切な取扱に資するため、「Q & A」を作成しましたので、参考として送ります。これらについてもあわせて御周知願います。

【留意事項】

- 1 オリンピック・パラリンピック以外の各種競技についても、学校部活動において実施されているか否かにかかわらず、本通知に従い取り扱うことができるものであること。
- 2 校長は、体力に優れ、著しく競技水準の高い児童生徒から各種競技大会等への参加について申出があった場合、
 - ①児童生徒の各種競技大会等への参加に伴う教育的効果（生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力の育成、健康の増進、体力の向上、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感の育成等）を適切に把握した上で、
 - ②当該児童生徒の心身の発育・発達の状況
 - ③当該児童生徒の学校教育上の状況等について懸念される事項（各種競技大会等への参加が、当該児童生徒の心身の発育・発達に悪影響を与える可能性や当該児童生徒の学業や生活への支障等）がある場合、当該教育的効果とこれらの懸念される事項を照らし合わせる等の方法を通じて、各種競技大会等への参加が教育上有意義であるか否かを判断すること。
- 3 校長は、当該児童生徒の各種競技大会等への参加が決定した後のみならず、2の判断を行うに当たっても、当該児童生徒が各種競技大会等に参加する教育的効果や活動状況を具体的に把握できるよう、児童生徒の活動等に関する事項を記載した書面の作成を依頼するなど各競技団体等と必要な意思疎通を図ること。
- 4 校長は、2の判断を行った場合には、判断の理由を当該児童生徒の保護者に対して丁寧に説明するなど、保護者と適切に意思疎通を図ること。

【本件連絡先】

スポーツ庁競技スポーツ課
電話：03-5253-4111（内線 2679）

- ・運動部顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応（通知文）



運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する
日本中学校体育連盟の対応（再送）

平成30年3月30日
(公財) 日本中学校体育連盟

運動部活動顧問の暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）が大きな社会問題となっている。各地方公共団体や競技団体等による研修会も開催され、これらの根絶に向けた取組も強化されている。しかし、毎年、暴力等の事案が報告されている。

文部科学省・スポーツ庁、(公財)日本体育協会、(公財)高等学校体育連盟等においては、これらの行為に対して厳しく対処している。

本連盟においても、運動部活動は学校教育の一環であり、生徒の人間教育として、また、学校全体の雰囲気をも明るく元気にしていく大きな力を持っていると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力等の防止策について継続して検討してきた。

スポーツを文化として大切にし、教育者として指導する者には必要ないと信じているが、本連盟の決意として、下記のとおり監督等の条件、対応・処置を明確に示すこととする。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

記

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

(公財)日本中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等(以下「指導者等」という)は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。

なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

●以下の文を全国中学校体育大会各競技大会要項の「引率者及び監督」の項に記載する

「(公財)日本中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。」

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校(中等教育学校及び義務教育学校を含む)に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する

★後任の補充は、該当都道府県中体連会長と相談し、該当都道府県中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする

2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する

4 判定及びその時期

1) 当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期間

1) 違反行為1回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする

(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする)

2) 違反行為2回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする

6 本対応は、平成30年4月1日より施行適用する。

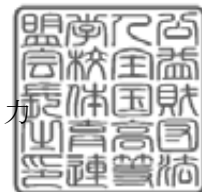
・体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知文）【全国高体連】



26 全国高体連第42号
平成26年5月20日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財) 全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟
会長 小野 力



体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展はじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、体罰の根絶に向けて、本連盟は一昨年度来、「運動部活動における体罰根絶に向けて」の通知文を発出し、また、日本中体連と合同で「体罰根絶宣言」を発信しました。昨年度には、4月にスポーツ関係5団体と協力し、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しました。また、その中で具体的な取組が行われるよう、5月に高体連独自の「行動宣言」を出しました。さらに、昨年度インターハイの全競技会場には、根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなど、様々な取組を行ってまいりました。

しかし、社会全体で体罰や暴力行為等を一扫しようとの機運が高まっている中であるにもかかわらず、運動部活動における体罰が散見されることは、誠に残念なことであります。

今後、こと体罰の問題は、全国共通の問題として捉え直し、各都道府県高体連が共通して指導する部分を「全国共通ルール」として設定し、この共通ルールの趣旨・内容を全ての加盟校及び指導者に対し周知徹底する必要があると考えています。その共通理解のもとに、各加盟校をはじめ、各都道府県高体連、各競技専門部及び全国高体連が、組織をあげて体罰根絶に向け指導することが、根絶宣言の具現化につながると考えます。

このことは、公益財団法人としての全国高体連や各加盟校を直接管轄する立場にある各都道府県高体連の責務でもあります。関係機関と連携を図りながら、高体連の各組織が一丸となって、「全国共通ルール」のもと体罰を根絶させる取組を行うことが、全国120万人の登録生徒の健全育成に良い影響を及ぼし、広く社会からの信頼を得ることにつながると考えます。

つきましては、別紙の「全国共通ルール」の制定のねらい、内容、運用等を管下の加盟校及び全ての指導者に周知徹底し、体罰根絶の取組みを一層充実させるようお願いいたします。

また、本ルールの周知理解を促すため、別添えの「各加盟校の校長先生方へ」及び「運動部活動指導者の皆様方へ」を作成いたしました。併せて、ご活用方お願い申し上げます。

<別紙>

1 体罰根絶全国共通ルール制定のねらい

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定する。体罰を行った指導者への詳細な罰則規定をつくるのが目的ではなく、本ルールの趣旨や内容を全ての運動部活動指導者、生徒、保護者、そして、社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することをねらいとする。

2 体罰根絶全国共通ルール

- (1) 指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール
- ア 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）
- イ 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、原則として高体連の役職に充てない。
- (2) 本ルールは、平成26年7月1日より施行適用する。

3 体罰根絶全国共通ルールの運用について

- (1) 本ルールにおける体罰は、平成25年5月文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」を参考にして、適用の対象とする。
- 参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm
- (2) 本ルールの適用に当たっては、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当校の校長が、該当指導者本人の了解を得た上で、別紙様式により各都道府県高体連に報告する。
- (3) 運動部活動にかかわる場面での体罰について、本ルールを適用する。（ミーティング中、部員への個別指導中、運動部の寮生活等の場面を含む。）
- (4) 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの1年間の中を含むこととする。
- (5) 本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。ただし、本ルールそのものに関する不服申立てを除く。

○スポーツ少年団の理念

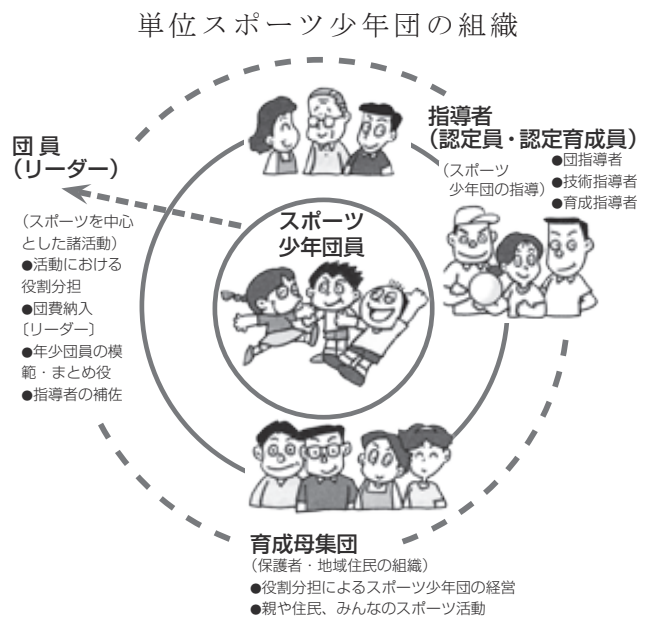
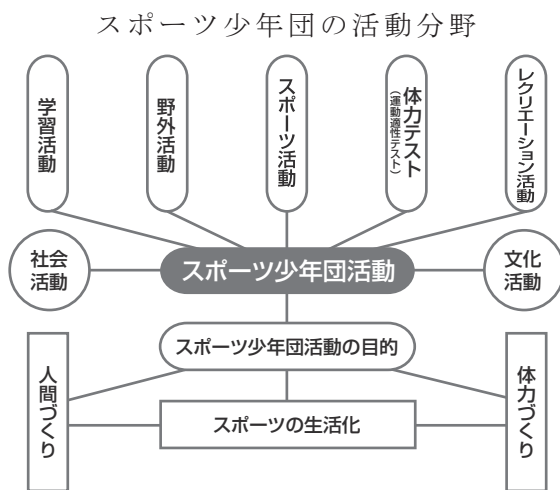
- ・一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する
- ・スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- ・スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

○日本スポーツ少年団団員綱領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくれます。

○日本スポーツ少年団指導者綱領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。



学校における運動部活動・スポーツ活動推進事業

【スポーツ活動の指針作成会議委員】

[平成30年12月現在]

国立大学法人弘前大学大学院 教育学研究科	教授	上野 秀人
青森県スポーツドクターの会	医師（青森市民病院整形外科部長）	塚田 晴彦
青森県小学校長会	対策部長（青森市立戸山西小学校長）	小形 浩子
青森県中学校長会	会長（青森市立甲田中学校長）	伊藤 隆
青森県高等学校長協会	管理運営委員 （青森県立弘前工業高等学校長）	赤井 茂樹
青森県中学校体育連盟	会長（青森市立浪岡中学校長）	齋藤 実
青森県高等学校体育連盟	会長（青森県立青森西高等学校長）	花田 慎
青森県高等学校野球連盟	会長（青森県立青森工業高等学校長）	前田 済
公益財団法人青森県体育協会	専務理事	山本 馨
青森県スポーツ少年団	本部長	江渡 光夫
青森県PTA連合会	会長	外崎 浩司
青森県高等学校PTA連合会	顧問	若宮 佳一
総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 SC青い森ネット	会長	鹿内 葵
青森県女子体育連盟	理事長（青森県立鶴田高等学校長）	菅原 文子
青森県教育庁職員福利課	課長	佐藤 禎人
青森県教育庁教職員課	課長	赤尾 芳伸
青森県教育庁スポーツ健康課	課長	相坂 譲

【スポーツ活動の指針作成会議ワーキンググループ員】

[平成30年12月現在]

国立大学法人弘前大学大学院 教育学研究科	教授	上野 秀人
青森県スポーツドクターの会	医師（青森市民病院整形外科部長）	塚田 晴彦
青森市立泉川小学校	教諭	横山 清之
青森県中学校体育連盟	理事長（青森市立浪岡中学校教諭）	塩谷 貴
青森県高等学校体育連盟	理事長（青森県立青森西高等学校教頭）	工藤 清彦
青森県高等学校野球連盟	理事長 （青森県立青森工業高等学校教諭）	高橋 聡
公益財団法人青森県体育協会	事務局次長兼スポーツ振興課長	山口 哲寛
総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 SC青い森ネット	会長	鹿内 葵
青森県女子体育連盟	理事長（青森県立鶴田高等学校長）	菅原 文子
青森県教育庁職員福利課	主事	佐野 照真
青森県教育庁教職員課	総括主幹	森 三奈子
青森県教育庁東青教育事務所	指導主事	梅津 克文
青森県教育庁西北教育事務所	指導主事	今井 一仁
青森県教育庁中南教育事務所	指導主事	鎌田 寛市
青森県教育庁上北教育事務所	指導主事	山形 貴雄
青森県教育庁下北教育事務所	指導主事	田中 健一
青森県教育庁三八教育事務所	指導主事	堀合 貴

学校における運動部活動・スポーツ活動推進事業

運動部活動の指針

発行月	平成30年12月
発行	青森県教育委員会
編集	青森県教育庁スポーツ健康課 TEL 017-734-9907
印刷	ワタナベサービス株式会社 TEL 017-777-1388

